

厚生労働省補助事業

労働者数50人未満の事業場で

働く方々の

健康管理を

サポートします



独立行政法人 労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター・地域窓口

地域産業保健センター

ご利用のご案内

労働者数50人未満の事業場の事業者と労働者の皆様へ

Kagawa prefecture Regional Occupational Healthcare Center

地域産業保健センターとは

労働者数50人未満の事業場にも、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施義務がありますが、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。このような事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、地域産業保健センターが設けられています。



以下のサービスを**無料**で受けられます。

1	労働者の健康管理にかかる相談等	脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導	労働安全衛生法に定められている定期健康診断の結果、「血中脂質」「血圧」「血糖」「尿中糖」「心電図」検査の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。
		メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導	メンタルヘルス不調を感じている労働者及び当該労働者を使用する事業者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。
2	健康診断の結果についての医師の意見聴取		労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者について、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。
3	長時間労働者に対する面接指導		時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。
4	ストレスチェック結果に基づく面接指導		ストレスチェックの結果、高ストレスと判断された労働者に対し、心理的な負担の状況の確認など医師による面接指導を行います。
5	職場環境チェック(個別訪問指導)		事業場を訪問して医師などが職場巡視などにより、事業場の状況をふまえた産業保健にかかる指導を行います。

※②の医師意見聴取および③の面接指導は、労働安全衛生法により事業者には義務付けられています。
なお④の面接指導サービスは、平成28年4月から開始予定です。

お申し込み先・お問い合わせは、こちらにお願いします。



独立行政法人 労働者健康安全機構

香川産業保健総合支援センター

TEL : 087-826-3850 FAX : 087-826-3830

E-mail sanpo37@kagawas.johas.go.jp URL <https://www.kagawas.johas.go.jp>

※ご利用にあたっては、事前申し込みが必要です。別紙利用申込書に必要事項をご記入の上、当支援センターへお申し込みください。追って、担当区域のコーディネーター（申込書裏面をご参照ください）から連絡いたします。

Kagawa prefecture Regional Occupational Healthcare Center

お申込先・お問合せは、下記の連絡先からでも可能です。
つながりにくい場合は、香川産業保健総合支援センター☎087-826-3850へおかけください。

職場の所在地	地域産業保健センター	連絡先電話番号		コーディネーター
高松市(国分寺町除く) 木田郡 小豆郡、香川郡	高松地域産業保健センター 〒760-0068 高松市松島町1-16-20 高松市医師会館	面接指導	070-2199-1831	田山
		健康診断の意見聴取(訪問)	070-2199-1832	山西
		健康診断の意見聴取(訪問以外)	070-2199-1833	宮井
坂出市 綾歌郡宇多津町・綾川町 高松市国分寺町 丸亀市飯山町・綾歌町	坂出・綾歌地域産業保健センター 〒762-0003 坂出市久米町1-17-11 坂出市医師会館	070-2199-1834		横田 ・ 山本
丸亀市(飯山町・綾歌町除く) 善通寺 仲多度郡	丸亀地域産業保健センター 〒763-0033 丸亀市中府町5-1-3 丸亀市医師会館	070-2199-1835		佐藤
さぬき市 東かがわ市	大川地域産業保健センター 〒769-2401 さぬき市津田町津田1673-2 大川地区医師会館	070-2199-1836		坂本 ・ 柳井
三豊市 観音寺市	三豊・観音寺地域産業保健センター 〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2580-7 三豊・観音寺市医師会館	070-2199-1837		黒田

ストレスチェック制度サポートダイヤル

～ストレスチェック制度に関する疑問にお答えします！～

産業医、保健師などストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者などからのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談にお答えします。

電話番号：



0570-031050

※相談は無料ですが通話料がかかります。

受付時間：平日 10時～17時 (土日祝 12月29日～1月3日は除く)



香川産業保健総合支援センター 宛 FAX：087-826-3830
 地域産業保健センター「健康相談・面接指導」利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者 ※①	職名： 氏名： () 電話： FAX：
	本社、親企業等の 情報※②	本社、親企業等の名称 () 事業場の属する本社、親企業等の全労働者数 ()人 本社、親企業等の産業医数 (産業医 名、内専属産業医 名)
相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康管理に係る相談 (対象者 名) ・ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 (対象者 名) ・ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導 (対象者 名) 2 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 4 ストレスチェック結果に基づく面接指導 (対象者 名) 5 その他 () (対象者 名)	
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない	
産業医等による職場巡視 ※③	1 希望する 2 希望しない	
その他連絡事項等		

※① 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※② 申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。

※③ 事業場を訪問して医師等による職場巡視などにより、事業場の状況をふまえた産業保健にかかるアドバイス等を無料で行います。

本用紙に記載された個人情報等は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

* 下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。
 (「いいえ」に☑があると、ご利用いただけない場合があります)

チェック欄
はい いいえ

- 1 就業する事業場は50人未満です。 はい いいえ
- 2 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 はい いいえ
- 3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。 はい いいえ